

新潟市教育委員会 令和6年3月 定例会会議録				
日 時	令和6年3月 18 日(月) 午後3時 30 分～			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 401 会議室			
教育長	井 崎 規 之			
出席委員 (8名)	大 宮 一 真	出席委員	畠 山 典 子	
	五十嵐 悠 介		石 坂 学	
	齋 藤 昭 彦		神 林 む つ み	
	乙 川 千 香	欠席委員		
	中津川 英 子			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (13名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	本 間 金 一 郎	中央公民館長	渡 部 和 人
	教 育 次 長	池 田 浩	生涯学習 センター所長	辻 村 理 恵
	教育総務課長	渡 辺 和 則	教育総務課 課 長 補 佐	相 崎 敦 子
	施 設 課 長	石 川 淑 朗		
	保 健 給 食 課 長	袖 山 直 也		
	地 域 教 育 推 進 課 長	後 藤 和 広		
	学 校 人 事 課 長	丸 山 明 生		
	教 育 職 員 課 長	中 津 昌 樹		
	学 校 支 援 課 長	三 條 貴 之		
特 別 支 援 教 育 課 長	桑 原 通 泰			
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (5件)	議案第 22 号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第 23 号	新潟市教育委員会事務専決規程の一部改正について
	議案第 24 号	新潟市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
	議案第 25 号	教育財産の用途廃止について
	議案第 26 号	事務局及び機関の長の人事について(非公開)
報告 (4件)	坂井輪中学校の震災対応について	
	第4次多忙化解消行動計画「教職員 Well-Being 計画」について	
	新・新潟市教育ビジョンの策定について(非公開)	
	新潟市特別支援教育ビジョンについて(非公開)	

第1 開会宣言

○教育長

これより、3月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可することで決定いたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に乙川委員及び中津川委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第2 付議事件に入ります。

議案第 22 号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正」から議案第 24 号「新潟市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」は教育委員会規則などの一部改正となりますので、一括して教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

よろしくお願ひいたします。議案第 22 号から 24 号についてです。資料の付議1ページをご覧ください。規則改正等についてまとめた資料となっております。こちらでご説明させていただければと思います。

まず、議案第 22 号ですが、新潟市教育委員会組織規則です。こちらは、いわゆる各分野の組織の変更があった場合に改正するもの。あとは、各組織が所管している分掌事務が変わることにより、改正が必要になるものです。まず一つ目は、先般ご説明させていただきましたように、社会教育、生涯学習の関係で組織が変わることによります。

資料の付議 16 ページをご覧ください。令和6年度から、生涯学習、社会教育の関係の組織が変わるということで、先般、左側に記載の組織の再編の目的や方針につきましてご説明させていただいたところですが、具体的に右側の4番のイメージです。緑の地域教育推進課、青の生涯学習センター、赤の中央公民館が現在所管しているところが、下にありますように、大きく学習推進課、生涯学習センター、中央公民館でそれぞれ所掌する分掌が変わるというものです。イメージとして、緑のところが地域教育推進課で持っているパートナーシップ事業等が、新しく生涯学習推進課に室ができますけれども、そこで所管するというものですし、生涯学習センターが現在持っている青の企画部門が、新しく生涯学習推進課の企画管理グループのところ所管すると。同じく、中央公民館、また、生涯学習センターが所管している黄色のところ、事業部門であったり貸館の業務、図書館の業務といったところが、新しく生涯学習センター、中央公民館で所管するという形になります。これらを記載した規則を変更するもので、1ページに戻っていただきたいのですが、第 22 号につきましては、今ほどお話しした内容が変更になります。

加えまして、新しく学校支援課の中に部活動の地域移行の関係で新たに地域クラブ活動推進室を設置するものです。加えて、現在、実際に行っているのですが、スクールバス及び通学に関することを学校支援課で取り組んでいるのですが、それを新たに明記、文字として起こすものです。それが第 22 号の改正となります。

議案第 23 号ですが、教育委員会の事務専決規定です。こちらは、いわゆる各権限を教育長ではなく各課で決裁権限をどこにするかというのが専決規定の内容となっております。一つ目の丸ですが、こちらは、職員の勤務時間の割振りに関する要綱が、市長部局で要綱の名称が変わるといことで、自動的に変更させていただきたいというものです。

あとは、組織改正に伴って、これまで地域教育推進課が所管していた専決事項等を生涯学習推進課に移管するという内容のものです。組織の変更によるものといことで、議案第 23 号につきましては、以上のような変更になります。

議案第 24 号です。教育委員会の傍聴人規則ですが、定例会の傍聴人の人数は、今、規定で 20 人となっております。あまり毎回多いわけではないのですが、いわゆる教科書の選定のときは、業者の方が多く来られます。来年度も新しく中学校の教科書選定があります。場合によっては 20 人を超える場合があったときは、これまではその場合、くじ引きという形を取らせていただいていたのですが、そこはせっかく来られた方については、20 人を超えたとしても認めるという形で、いわゆる 20 人は変えないのですけれども、必要に応じて教育長の判断により傍聴を認めるという内容の記載にするものです。

以上が、今回、規則改正に伴うもの三つなのですが、実は、規則改正はほかにもあります。例えば、人事評価に関することとか、いわゆる内部事務に関係するものとか、あとは、豊栄南小学校の閉校に伴って役割が変わるもの等の軽微なものにつきましては、教育委員会事務局で決裁させていただきたいと思います。今回、組織が変わるといことで少し大きな話の部分がありますので、あとは傍聴人といことで、教育委員会定例会議にも関係するといことで、この三つにつきましては、教育委員会の承認を得たうえで施行させていただければと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの説明にご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは無いようですので、議案第 22 号から議案第 24 号について、承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第 25 号「教育財産の用途廃止について」、施設課から説明をお願いいたします。

○施設課長

施設課です。よろしくお願いいたします。

付議 17 ページをご覧ください。議案第 25 号教育財産の用途廃止について説明いたします。はじめに、1内容ですが、豊栄南小学校は、児童数の減少等の理由により、令和6年4月1日から葛塚小学校と統合することから、土地および建物・工作物を教育財産から普通財産に切り替えるため、同日付けで教育財産の用途を廃止するものです。また、新潟市立幼稚園再編実施計画に基づき、牡丹山幼稚園及び市之瀬幼稚園は令和6年3月 31 日をもって閉園となりますので、こちらも同様に、教育財産から普通財産に切り替えるため、教育財産の用途を廃止するものです。

次の2用途廃止する教育財産については、各施設の規模などになります。

最後に、3その他です。牡丹山幼稚園は学校用地に園舎が建っていることから、土地に係る用途廃止の手続きは不要となっております。また、豊栄南小学校と市之瀬幼稚園は、用途廃止後の利活用につきまして、現在未定であり、今後、市長部局で検討することになっております。

○教育長

それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらご発言願います。

私から質問していいですか。4月1日付で廃止するというのは、3月 31 日付で廃止しないのですか。

○施設課長

3月 31 日付で4月1日から廃止です。

○教育長

4月1日はまだ教育財産ですか。もう普通財産ですか。

○施設課長

3月 31 日までは教育財産です。

○教育長

分かりました。

皆さん、ほかにありませんか。

よろしいですか。それでは、議案第 25 号については承認することいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

次に、議案第 26 号「事務局及び機関の長の人事について」は個人情報を含む案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3、報告です。はじめに、「坂井輪中学校の震災対応について」、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

学校支援課です。坂井輪中学校の震災対応についてというプリントをご覧ください。

2月の定例会後の状況についてお伝えしたいと思います。2月29日と3月1日に、新通小学校を借用していた坂井輪中学校の3年生が小学校の児童・教職員に対してメッセージと合唱を披露して、その感謝の気持ちを伝えました。写真は、左から、ステージ、そして体育館を使った3年生による合唱の様子、真ん中は、2月29日に低学年の1、2、3年生向けに行われたときの1年生の参観している様子。そして、一番右側になりますが、お二人並んでいるのは校長先生方お二人でありまして、浅野校長、石川校長がこの1月1日から学校の運営について二人で相談しながら、新通小学校の借用についてご許可いただいて、対応していただいたということです。

3月5日に卒業証書授与式が行われました。新聞にも報道されておりましたが、学校長からいただいた学校だよりの中に書かれている文章を少しご紹介します。

送辞については「今もまだ不安定な状況ですが、この出来事がいつか生涯において貴重な経験だったと思える日が来るでしょう。」中略して、「この経験を自信に変え、先輩方が未来へ羽ばたかれていくことを願っています。」という在校生からの送る言葉です。

答辞では「どんな状況にあっても、私たちは生きていかなければなりません。例え大きな問題に直面し心が折れそうになろうと、前を向いて堂々とこの時代を生きていきたいと思います。」中略、「支えとなってくれるのが経験と仲間ではないでしょうか。」というように、卒業生からのメッセージが伝えられました。そして、併せて、自分の身の周りの方々への感謝の言葉も伝えられておりました。

3月15日金曜日には終業式が行われました。令和5年度の教育課程を修了しましたが、今年度の学習の定着状況を確認するために、新年度に入りましたら、4月9日、10日を使って確認テストを実施するということです。

部活動は、そこに書かれているとおりです。

今後の予定も、今回、新しくご紹介させていただくのが、10月7日月曜日に体育祭をHARD OFF ECO スタジアム新潟で行うというように予定が上げられております。

新年度からは、1年生が新通小学校、2年生、3年生が坂井輪中学校に分かれての教育活動になります。体育館での参集の機会やオンラインでのかかわりを増やししながら、生徒間の交流が図られるようにしていきたいと考えております。

教育委員会としましても、教育課程に関すること、履修状況の確認なども含め、指導・支援を行っていきたくと思います。また、行事で全校生徒が滞りなくバス移動、そして実施できるようにサポートしていきたくと思います。

併せて、教職員の増員も含め、円滑な学校運営ができるように、こちら

からも支援していきたいと思っております。

○教育長

それでは、ただいまの報告にご質問、ご意見がありましたらご発言を願えればと思います。

○畠山委員

その後の生徒の皆さんの精神的な面や学校生活の様子について、状況を教えていただけると、卒業式が5日に行われたということなのですが、それまでの間の様子がもしお分かりでしたら、教えていただきたいと思っております。

○学校支援課長

分散によって、中学校3年生が卒業してからは、対面で授業を行えるように、新通小学校では2年生が、新潟大学を使って1年生が対面での授業を行いました。やはり子どもたちは対面のほうが、子どもたち同士が会うことができ、大変喜んで授業を進められたと聞いています。

それから、心配なこととか先生に相談したいことなどもあり、先生に会えることを喜んでいただいております。学習についても、オンラインではなかなか難しいところもあったと思うのですが、対面の中で授業を進められていたのも子どもたちは喜んでいただいております。現段階では、オンラインが対面に変わることによる心の安定とか、学習への取り組みがよかったのではないかと思います。

○畠山委員

分かりました。ありがとうございます。新年度、対面の授業が進められるということになるかと思うのですが、それがよかったということと、また坂井輪中学校で一緒に学べる日が早くくることを願っております。

卒業生の前を向いていく、経験と仲間が生きる力というその声を聞いて、生徒の皆さんも保護者の皆さんも先生方も、改めて力強い言葉として受け止められたのではないかと思います。ありがとうございます。よろしく願います。

○中津川委員

願います。

今ほど畠山委員も言われましたけれども、私も卒業式の報道での映像を見まして、生徒たちの様子、立派に答辞の発表をしていて、胸を打たれるものがありました。大変な経験でしたけれども、これを糧に進んでほしいと思って見ておりました。

それで、1月28日に保護者の皆さんへの説明会が行われて、その後、何か保護者に対してはご説明や対応ですとか、そちらの保護者の皆さんの反応、それからどういったご説明と、今後の予定などありましたらお聞かせいただければと思います。

○学校支援課長

保護者会ときには、こちらからも何かご質問やご意見があれば、メール等でお伝えくださいということをお願いしたところ、その後、1週間くらいにたくさんのお声をいただきました。やはり、対面を早く望むという声が多かったことと、今ほど出ましたが定期テスト等がなかなかできなかったものですから、それに対する代替はないかというご質問が多かったです。それについては、今のようなことで、今後の対面の予定であるとか、学校としては定期テストはもうやらないと最初は言っていたのですけ

れども、やはり、子どもたちの進捗を確かめるための確認テストを来年度行うという辺りが見えてきたので、その辺は保護者に分かるようにお伝えしたところです。

今もまだ電話等で「坂井輪中学校はどうなるのか」というようなことが入ってまいります。学校にはつなげずに、私たちのほうで学校の意向を聞いて教育委員会が答えるというスタンスで取り組んでおります。

○中津川委員

ありがとうございます。来年度以降も少しレギュラーな状態が続きますので、そういった保護者の皆さんの声も大切にいただきながら、今後も引き続き対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○教育長

ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、次の案件にまいります。次に、「第4次多忙化解消行動計画「教職員 Well-Being 計画」について」、学校人事課からご説明をお願いいたします。

○学校人事課長

それでは、お願いいたします。学校人事課です。こちらの概要版をご覧になりながら説明を聞いていただければと思います。

新潟市では、平成 29 年度に教育委員会内に多忙化解消検討会を立ち上げ、平成 30 年に第2次多忙化解消行動計画を策定し、取組みを進めました。その3年後の令和3年3月に第3次多忙化解消行動計画を策定し、協働と分担をキーワードに、さらに取組みを進めてまいりました。

表紙ページ下の時間外在校等時間のグラフをご覧ください。この3年間の変化を示したものです。ご覧のとおり、この3年間で時間外在校等時間は着実に減ってきています。各学校園において働き方改革に取り組んできた成果が現れています。しかしながら、改善は見られるものの、時間外在校等時間 45 時間以内の教諭等の割合は 78%と、まだ 100%にはなっていません。教頭につきましては、時間外在校等時間 45 時間以内の割合ははまだ 20%程度です。今後も継続して多忙化解消の取組みを進める必要があると考えています。

また、その右側、ストレスチェックのレーダーチャートをご覧ください。教職員のストレスチェックの令和 5 年度の状況です。赤の3の部分为全国の就労している人の平均を表しています。レーダーチャートは外側に行くほどよい傾向を表します。本市の教職員の状況は、心理的な仕事の負担や自覚的な身体的負担の度合いが高いことが分かります。また、本市独自で行っている教職員勤務実態調査のストレスの状況につきましても、時間外在校等時間が低くなっている状況と比較し、ストレスの状況はよくなっていないことが分かっています。

時間外在校等時間が縮減できている成果と、今後、時間ではなかなか測れない状況があるという課題から、第4次多忙化解消行動計画を策定いたしました。本計画の目標は、お示したとおりです。今見いただいているページの目標、上のほうの茶色い四角囲みのところですが、そちらがその目標になります。この目標から、第四次多忙化解消行

動計画を教職員 Well-Being 計画としました。ここで言う Well-Being とは、ただ単に時間外在校等時間が減るだけではなく、肉体的にも精神的にも学校での勤務が継続的に充実し、かつ、生活においても満たされている幸福な状態のことを言います。

指標をご覧ください。先ほどの目標の下の部分です。1か月の時間外在校等時間について、45時間以下にする。②1年間の時間外在校等時間について、360時間以下にする。③1年間14日以上年次有給休暇を取得する教職員を増やすという時間に関する三つに加え、時間には表れにくい心身の面を大切にするために、職業性ストレス簡易検査を改善することを加えました。この職業性ストレス簡易検査の指標は、①から③の指標の土台となる指標であると考え、①から③とは同列にせず、上段に据えています。

続いて、指標の下の青囲みの図をご覧ください。ここでは、教職員 Well-Being 計画が目標を達成するための考え方を表しています。教職員の Well-Being は、タイトルの下にもあるように、時間外在校等時間の短縮だけでなく、教育を行う幸せを感じているかどうかことが重要であると考えています。これまでの教育活動を、子どもにとって真に必要なものは何か、教職員が担う本来の役割は何か等の教育の本質を見つめるところから始め、これまで同様、協働と分担をキーワードに、多忙化解消を目指します。その際に、心の健康管理、休み方改善、教育の充実、教育のやりがいといった、時間ではなかなかあわらしにくい四つの視点を基に、協働と分担の取組み内容や評価の方法を見直すことで、より質の高い協働と分担の取組みにしていきたいと考えています。また、この四つの視点の見直しは、時代の変化や教育環境の変化によって適宜行う必要があると考えています。そこで、矢印が示すように、循環した見直しや取組みの改訂をしていくことで、教職員の Well-Being の向上を図っていききたいと思います。

では、ページをめくって、見開きをご覧ください。上段のリボンの部分は、根本的な考え方を示しています。中段以下は、先ほど説明した考え方についての具体的な取組み等を示しています。四つの視点を大切にしながら、第3次多忙化解消行動計画で取り組んだ窓1から窓3の協働と分担の取組みについて、これまでの35から23に再編成しました。

窓1は、地域・保護者・外部人材等との協働・分担で、六つの取組みです。拡充とあるものは、取組範囲や取組内容を広げていくものです。継続とあるものは、引き続き推進していく取組みです。新規とあるものは、第3次多忙化解消行動計画の成果と課題から取組みを統合したり改革したりしたものを含め、今後、新たに取り組むものです。窓2は、同僚との協働・分担です。七つの取組みになります。窓3は、教育委員会等との協働・分担です。10の取組みです。それぞれの具体的な取組内容につきましては、各項目をご覧ください。

それでは、裏表紙をご覧ください。ここでは、三つの窓の協働・分担の取組みにつきまして、さらなる時間短縮に加え、教職員が教育をする充実感を得ることができるようにするための具体的な取組み例を記してあります。いくつか紹介します。一番上の教職員の心身の健康の保持、増進では、身体の健康と心の健康が教育の第一歩、つまり、教育を行う幸せの第一歩ということで、メンタルヘルスケアの研修や生活習慣病の予防についての情報提供など、仕事をする基盤を大切にしていって取組みとなります。

続いて、窓1の教頭マネジメント支援員の配置です。教頭の負担軽減を図るとともに、教職員への指導監督や体制を構築することを通して、教員の働き方改革を推進することを目的に配置を進めます。令和6年度は15校に配置予定です。

最後に、窓3、快適な学校施設の整備について紹介します。現在、学校園では、教室にエアコンが設置されています。夏場の高い気温で授業に支障が出そうな状況を大きく改善しています。暑い環境であることで、児童生徒が落ち着かない状況になり、教員がそのために多くの時間をかけて指導することも多々ありました。今後は、この空調の環境を音楽室や理科室などの特別教室にも拡大し、学校生活環境の改善を図っていきます。

以上のような取組みを通して、教職員の Well-Being の向上に取り組んでまいります。

○教育長 では、ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

○齋藤委員 一つ質問させていただきます。指標で、勤務時間が記載されていますが、これは、実際に学校ではどのような形で勤務時間をモニターされているのでしょうか。

○学校人事課長 朝出勤しましたときに、パネルのようなものがありまして、そちらで出勤時刻の確認、そして退勤する際にも同様にということで、そのような確認をしています。

○齋藤委員 では、その記録がコンピューターに連動していて、その先生の勤務時間が毎日記録されているのですか。

○学校人事課長 そうです。

○齋藤委員 その中には休憩の時間や実際の勤務の時間も含まれます。我々の領域だと、病院の勤務と直接関係のない勤務時間を自己研鑽の時間としていますが、研究の仕事であるとか実際の患者の患者について論文を調べるなど、そういう時間は病院での勤務時間に含まれません。勤務内容によって勤務時間に差をつけています。学校の先生方にはこのような決まりはあるのでしょうか。

○学校人事課長 そこまでの、どのようなことをしているかみたいなことをモニターするようなものはないです。

- 齋藤委員 分かりました。完全にオンとオフで、入った時間でモニターされている
のですね。
- 学校人事課長 はい。
- 齋藤委員 了解しました。ありがとうございます。
- 教育長 学校の先生方については、災害時等の4項目しか超過勤務命令が出
せないことになっていて、委員がおっしゃった自己研鑽の時間について
は、正規の勤務時間外に行うものについては在校等時間から除くこと
なっています。そういった超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化
している実態があり、それが今、問題だということで、国のほうでは給料
に関する法律を見直そうかという検討をしているという状況です。
- 齋藤委員 同じなのですね。
- 教育長 ですので、今のところ時間外勤務という言葉を使っていないのは、勤
務を命じているかどうかに関わらず、学校にいる時間ですよという意味
で、時間外在校等時間という言葉を使っています。その中には、当然、
委員がおっしゃった自己研鑽も入っているし、部活動でということも入っ
ているということです。ですので、我々行政の人と先生方は法律の制度
が少し違うということで、言葉遣いが若干違うということになっています。
- 齋藤委員 ありがとうございます。
- 乙川委員 9ページの休憩時間の確保についてというグラフなのですが、実際に
休憩した(と思う)時間、0分というのが40%。とても、学校にいる間、1分
たりとも休めないという、かなり衝撃的な数字が上がっていると思うので
す。1分から15分でも、やはり、40%。ほとんどの先生方が、80%くらい
の先生方が15分休めるかどうかというところで、こちらのカラーの表の下
の左、平均時間の数値が下がっている結果にもかかわらず、その右の
ストレス度が高いというのは、まさしく余裕がない状態なのだということ
が、これで見取れると思うのです。
- そのことにおいて、学校事務支援員の配置を継続と書かれていますが
が、実際、全校への支援員配置を目指していくところがどのように
具体的な数値なり方向なのかを教えてくださいたいと思います。
- 学校人事課長 教員業務支援員という名前になっています。こちらは令和6年度から
全校配置を行います。今年度は84校で配置していました。
- 全校配置の内訳ですけれども、大きく、教員業務支援員は三つの形
態があるのです。一つ目は、教員業務支援員30時間型というもので
す。こちらは教員業務支援員と障がいを持たれている方の教員業務支
援スタッフという方を二人ペアで学校に配置する、これが10校に20人
配置します。これは30時間になります。
- 二つ目の形としましては、教員業務支援員27.5時間型というものがあ
ります。こちらは今年度、84校配置していたと話をしましたが、今
ほど言った10校を引いた74校に配置するものです。
- そして、最後、教員業務支援員、これも27.5時間型なのですけれど

も、2校兼務のタイプがあります。2校兼務といいますのは、残り 80 校に 40 人を配置し、本務校週三日、兼務校週二日ということで、大きい規模のところを週三日、それよりも少し規模が小さいところは週二日ということで、それもペアを日にちで組んで配置をするようにしている。それで、合計 134 名の教員業務支援員の方が各学校に配置されるという仕組みになっています。

○乙川委員

ありがとうございます。それこそ学校の授業をこれからどうしていこうとか、子どもたち、少し困りごととか心配がある子どもたちの対応にも追われていると思うのです。それで、1分たりとも休めないというのは、本当に時間的な余裕もなければ身体的にも心にも影響してくると思いますので、ぜひ、引き続きこの数値にも注目していただきながら、どうしたらそれが改善できるのかということ、現場の先生のお声なども伺うようなことも必要であればしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○五十嵐委員

よろしくお願ひします。

A3の見開きのほうを拝見させていただいて、23 に集約させていただいたということで、一つ一つ確認したのですけれども、本当にこれが全部進展していけば、確実に Well-Being が向上していくと確信いたしました。特に給食費の公会計化ですとか、デジタル化、DX化していくということは本当に重要だと思っておりますし、それによって無駄とまでは言いませんけれども、非常に教職員の方々の多忙感を促進していた部分がかかり解消されてくるのではないかと期待していますので、ぜひお願いしたいと思っています。

一方で、皆さんおっしゃっていますけれども、指標として上げていらっしゃる時間外在校等時間がすごいですよね。45 時間以下ですけれども、建設業で年間の残業が 400 時間とかだと、これは捕まるからやめようねくらいの話なのですけれども、目標なんだと少し思って、これは放置すると本当に若い人が入ってこなくなるなというのを実感しました。民間企業でも、今、どれだけワーク・ライフ・バランスを追求できるかみたいな部分が、若い人が入ってくるかどうかという中で、現状で指標が 360 時間以下だと、ちょっとこれは本当に大変なことになるなというのがあります。だからこそ、先ほど申し上げたDXを本当に本腰を入れて、先生方が、もちろん研究もそうなのですけれども、自身が率先して、自分の意思でこの仕事をやりたいなと取り組めるものに集中できる環境を、ぜひこれで作っていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○神林委員

少し教えていただきたいのですけれども、郵送いただいた「おしえ」(＝広報誌)の中で、ある校長先生が、「4月に欠員1名、未配置1名でした」と書いてあって、その後、療養休暇などが出たりして担任が不足している、これが現状だということが少し信じられないのですけれども、そういう学校は複数あるのでしょうか。

○学校人事課長

複数の学校でそういう状況があります。正規の教職員が抜けた場合、

非常勤講師ですとか講師ですとかを配置して、何とか学校の授業が回るように配置は進めているところですけども、時期によって講師が配置できたり配置できなかったりしますから、何人というように、それが流動的なものです。ただし、時期によっては複数の学校でそのような対応ができないことが正直言ってありまして、教務主任とか教頭が担任の代わりに学級に入ったりということは、事実、あります。

○神林委員

それと、講師というのはどういう定義づけになっているのでしょうか。代替教員とか、新潟市の教育委員会の中ではどういう定義づけになっていて、登録するとか、教育委員会でその人員を把握しているのでしょうか。

○学校人事課長

ホームページに登録のフォームがありまして、登録はこちらで把握できるようになっています。例えば、産育休の関係で欠員が生じることもあるのですけれども、そうなったときに講師の方に連絡させていただいて、その講師の方から代替で入ってもらうという形を取っています。

非常勤講師という形もありまして、非常勤講師ですと、自分が担当する授業だけ来ていただいてという形もあります。講師については、もちろん、教員免許状を持っている方になります。

○神林委員

ということは、ほかにも職場がある人でも、その間はそちらの職場に休んで入ってもらうことになるのですか。それだけで登録していて普段は家にいる、自由業なのかでしょうか。

○学校人事課長

講師で複数の職業を兼務してということはなかなか時間的に厳しいです。そこは学校のほうで講師登録してやっていただくようには、そのところで学校で勤務していただくという形になります。

○神林委員

ということは、不足しているということなのですよ。欠員で授業がされている、学校運営されているということは、だから、講師を登録している人も少ないということなのですよ。

○学校人事課長

つまり、教員採用選考検査をします。そして、正規の教員として教員になってくださる方がいますけれども、残念ながら選考に漏れた方がいらっしやいます。その方々は講師としてという方が多いのですけれども、全体の母数がある程度決まっていますので、母数が減ってくるということは、正規の教員を上げる分、講師の数が減ってくるわけです。そうすると、今まで講師で賄っていた部分が講師ではなかなか賄いきれずに穴が空くような状況もあるということで、いかに教職員を目指す若者を増やしたり、関心を持ってもらうかということで、例えば、今年度で言いますと、ペーパーティーチャーになろうという研修会を設けたりと、いうことに取り組んでいるところです。

○神林委員

これを見たら何か切ないというような。校長先生も学校運営で切ないのですけれども、子どもたちにも負担になりますよね。ありがとうございました。新潟市は厳しいのだなと思いました。

○畠山委員

お願いします。

いろいろ今までの取組みを改善したり、継続されたりして、本当に時間をかけてこれを作成されたなと感じました。

この概要版の見開きのところで、窓2の協働・分担です。時差勤務の導入と活用についてですが、今後の取組みの内容のご説明があったのですけれども、この辺の取組状況が50%を超えているということも書いてあったのですけれども、学校の実態というのでしょうか、教職員の皆さんの意識とか、子どもたちの状況とか、例えば、朝の会を別の職員がやって、1時間目から担任がするとか、そういうことがいろいろ生じてくると思うのです。それに対する教員の皆さんや子どもたちの受け取りというのでしょうか、スムーズにいつているのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○学校人事課長

教員の方からの声としましては、例えば、朝、少し遅めに出勤されて、学年主任や隣の先生に担当をお願いして、余裕を持った形で出勤する。自分の子どもの幼稚園の送りですとか、そういうことに活用している方はいます。大変助かっているという声もこちらに上がってきています。その分、放課後の時間を少し、朝遅く出勤した分だけ放課後を少し長くという形になるのですけれども、それで自分の生活スタイルが維持できるような方もいらっしゃいますので、それについてはとてもいい制度だと思いますし、今年度につきましては55.7%、これを活用する方が増えるといいなと思っています。

子どもの声は、正直拾っているわけではありませんけれども、担任の先生だけではなくて、さまざまな先生から見てもらうということで、多くの目で子どもたちのことを見ることも大事な視点ではありますので、それらのこともよさとしてこちらもとらえていまして、学校体制としてそういうこともまた取り組んでいってもらえればと思っています。

○畠山委員

ありがとうございます。今おっしゃったことは私もそうだなと思うのですけれども、今までは担任が朝から帰りまでずっと子どもたち、小学校の場合ですね、ずっと一緒にいるという状況が当たり前だったのですけれども、しかし、やはり自分たちはいろいろな人からかわりを持って生活しているとか生きていくとか、ましてや社会に出てからはそうですけれども、学校もそうだということで、そういう経験はとても大事なことだと思うのです。最初は戸惑い、子どもたちも先生方も職員の皆さんもあるかと思うのですが、これが当たり前になっていくことが、子どもたちもまたたくましく、職員の皆さんも、それによってやりがいの一つというか、家庭も仕事もどちらも充実できるということが、より職員の皆さんのエネルギーになっていくのではないかと思うので、これが当たり前に進んでいくといいなと、さらに充実していくといいなと思います。

それからもう1点なのですが、窓3の各研修の精選及び研修履歴の記録のデータ化。これは令和5年度も取り組まれて、新規とはなっているのですが、少し組み替えか何かあったようなのですけれども、オンデマンド

とかも書いてありましたけれども、具体的にどうされているのか、どうしていくのか、少し詳しく教えていただければと思います。

○学校人事課長 もともとは教員免許更新制の発展的解消に伴って研修をどうしていくかということから出てきた仕組みです。文部科学省が中心になって旗振り役をしているのですけれども、来年度以降、自分が受けた研修が、研修履歴システムのところにデータ化されて、管理職にもそれが見える状態になっているのです。それで、例えば、最初の教職員面談のときに、あなたには学校でこういうようなミッションをお願いしたいと思っているからこういう研修も受けてみるとさらに資質、能力が高まるのではないですかということをアドバイスしたりというようなことでやり取りをしながら、教職員の資質、能力を保障していくシステムです。

文部科学省から、プラットフォームと呼ばれる仕組みが来ていて、それについてどういうところを学校にお願いするかとかという制度設計をしている段階です。

○畠山委員 その研修をみんなが見られるということですか。

○学校人事課長 研修の履歴は、本人と、学校で言いますと管理職、教育委員会事務局も見ることができます。

○畠山委員 それがオンデマンドで開催されてということなのですね。いつでも見られるということですね。

○学校人事課長 いつでも見られますし、研修の形として四つくらいあると思うのですけれども、対面の研修や、オンデマンドで、ここにありますが、いつでも見てくださいという研修や、オンラインでの研修や、それを合わせたハイブリッドの研修、さまざまありますが、そういうものをいろいろ組み合わせさせて自分の研修を作っていくシステムです。

○畠山委員 分かりました。少しこれはまた別になるかもしれないと思うのですけれども、各学校で行う研究授業を、なかなか今、忙しくてほかの学校まで見に行けないという状況があると思うのです。例えば、5年生の国語の担任の授業を学びたいなというときに、わざわざ出かけなくても自分が見たいときに見られるというようなシステムもあると、先生方はとても自分の力をつけてまたやりがいを持ってやっていけるのではないかと考えているところなんです。そういうものをまた今後、充実されるといいかなと思って、言わせていただきました。ありがとうございました。

○中津川委員 お願いします。

まず、先ほどの7ページの時差勤務の導入と活用の補足の質問なのですが、効果が上がっているという声も出ているということなのですが、現在のところ、時差勤務の導入予定はないというのが令和5年度時点で 19.3%あるということなのですが、それが進んでいかない要因とありますと、どの辺にあるのでしょうか。また、その対策はいかがでしょうか。

○学校人事課長 働き方改革は、その中の一つの方法として時差勤務がありますので、

わが校では時差勤務でない方法で働き方改革に取り組んでいくという学校もあるわけです。それで、いろいろな生活のリズムの中で、先ほど言いましたように、幼稚園の送りがあるとかという教員がいるところは、時差勤務を有効に使えばよろしいかと思えますし、そうでないところは時差勤務を使わずに通常の勤務の中でいかに生産性を高めるといふか、多忙化解消に取り組んでいくかという視点が大きいと思うので、そういう学校については、うちは時差勤務は必要ないと答えているのではないかと推察します。

○中津川委員 ありがとうございます。そうしますと、教育委員会として時差勤務をどんどん進めましょうというような働きかけは、あまりこれからはしないということでしょうか。

○学校人事課長 多様な働き方を工夫するのが大事だと思いますので、その一つの方法として有効ですということは、今年で言いますとチャレンジ360という多忙化解消の冊子といいますか、定期的に出す新聞みたいなものがあつたのですけれども、そこに載せたりはしますけれども、それだけがすべて、時差勤務がすべていいというわけではありませんので、一つの例として紹介するのは続けていこうと思っています。

○中津川委員 分かりました。ありがとうございます。平成29年に多忙化解消検討会を立ち上げられてから、毎年度、いろいろ対策、業務改善に向けて検討、対策を進められて、さまざまな取組みを進めてこられました。なかなか一朝一夕に大きく進むのも大変なところかと思うのですが、実際、先ほどから出ている時間外在校等時間は少しずつ改善も見られ始めているところは、少しずつでもいいのかなとは思っておりました。

ただ、時間外ではなくて、今度はこちらの資料の8ページ、平日持ち帰り仕事について、小学校においては多い方は1時間から2時間半近く、持ち帰ってお家で仕事をされている方がいるということです。そうすると、なかなか多忙感は解消されないのかなと思うのです。その辺に対しては、これからどのような指導、対応等をお考えでしょうか。

○学校人事課長 難しいことだなと思っています。私が難しいことだと言いますのは、Well-Being を考えるときに、教員になる、私なども教員ですけれども、子どものために何かしたいという気持ちがあつて教員になつたわけです。それで、勤務時間が終わって自宅に帰ってから、こんな教材を作つたら子どもは食いついてくるかなとかということで、嬉々として自宅で教材研究をしたり教材を作る方は、実際にいるのです。そういう方の働きがいといふかやりがいまでも、家でそんなことしちやいけませんというようなことを全面的に言うことが、本当にその方の Well-Being になるのかという問題もあると思うのです。ですので、その方が本当に教員としてやりがいを持ってやるために、自宅でのこういう持ち帰り仕事が多いことは決して推奨できることではありませんけれども、学校での時間もなるべく多忙感を減らしながら、自宅での時間も、そういう学校での時間を減らしながら学校

でできることを増やしていきながらということで、生活にあまり支障がないといえますか、そういうものはバランスが大事だと思っていて、そういうことも今回の Well-Being の中に含まれますので、そういうことも働きかけながら、指標、三つのことについても減らしていくということが大事なのではないかと思っています。少し難しいと言いましたのは、そういう意味です。

○中津川委員

ありがとうございます。熱心な教職員の皆さんほどそういった時間が多くなってしまうのかなと、常々思っております。そういった教職員の皆さんの、心身共に健康で幸せにあることというのが、子どもたちの笑顔や質の高い教育へ直結するというので、これからの Well-Being の向上、4月から新たに始まります計画は、本当に大変重要なところかと思えます。第3次が終わって今度は第4次ということで、また新たに、教職員の皆さんも、何とか意識面での改革といえますか、そういった時間を有効に活用しながら減らしていくというような、その辺の進め方も今後とも引き続きご示唆いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○大宮委員

大宮です。よろしく願いします。

大変素晴らしい取組みかなと思う中で、窓3の3番に、私はとても活路が見いだせるのかなと思っております。これは新設になってはいますが、こちらで言うと 30 ページになるのですが、行政による学校問題解決のための新たな支援体制を構築ということで、多分、学校現場で担任または管理職等が一番時間を取られて、精神的にも負担が大きいのが、多分、こういう問題ではないかと思っています。それを行政サイドで支援体制を作るということは、大変素晴らしいことだと思います。実際、これはどういった形での支援体制で、ざっくりとした形でもいいので、どういう方が入るとかというのが、もし頭の中にあるのであれば、少し教えていただきたいと思って質問させていただきました。

○学校人事課長

これも文部科学省の概算要求の中に出てきている内容なのですが、例えば、学校で何か問題が起きたときに、今、新潟市の教育委員会で言いますとSST、スーパーサポートチームというのが学校支援課にあります。生徒指導のさまざまな問題に対して、学校に出向いたり保護者と面談したりしながら解決を図っていくチームなのですが、そこに加えて、例えば、法的な内容が出てきたときには、スクールロイヤーが加わったり、教育委員会やスクールロイヤーだけではなくて、市長部局の方にも入っていただいたり、そういう方々がチームを作って学校の問題を総合的に解決できるような体制を作ろうというのが、この学校問題の解決を支援する取組みの中身になります。

ただ、まだ具体的にどういう仕組みでということは構築していませんので、これは今後の私たちの検討課題になると思っています。

○大宮委員

分かりました。今出たスクールロイヤーは、私も2年前に教育委員にな

ったばかりの時、全国の研修を受けた際にこの話をしたら、ほかの市町村の方々は、新潟市はスクールロイヤーを設置しているのだということで、けっこう注目を浴びたのです。なので、ぜひ、これはどんどん進めていっていただけたらと思います。

また、何回か言ったことがあるかもしれませんが、スクールロイヤーは今1名でしたよね。それをできたら予算的な問題もあるかもしれませんが、そこまでの件数がなくて一人でも十分ということであればいいのですが、より多く広めるのであれば、四つの区で一人ずつとか、ある程度増やしたほうが、より質問もしやすかったり相談しやすい環境になるのではないかと思いますので、予算的なものもありますが、ぜひ、今後の課題として検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○教育長

ほかにありませんか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。次に、新・新潟市教育ビジョンの策定について及び新潟市特別支援教育ビジョンについては公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、公開案件終了後に再開し、報告させていただきます。

第4 次回日程

○教育長

続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

次回、4月の定例会ですが、4月26日金曜日、15時30分からになります。よろしくお願いいいたします。

第5 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。

これより、定例会を非公開といたしますので、傍聴の方、報道の方については、ここでご退席をお願いいたします。

第6 定例会(非公開) 付議事件

第7 定例会(非公開) 報告

第8 閉会

○教育長

以上で、定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

乙川 千香

署名委員

中津川 英子